

# 第 60 回女性部定期大会議案書 (2022 年度)



長野県高等学校教職員組合 女性部

〒380-8790 長野市県町 593 番地

TEL : 026-234-2216

FAX : 026-234-2219

E-mail [naganokokyoso-h@educas.jp](mailto:naganokokyoso-h@educas.jp)

## 目 次

### 第 2 号議案 2022 年度 女性部運動方針（案）

第 1 章 2021 年度 女性部活動の総括	3
1 経過	
2 支部女性部活動のまとめ	
3 分会女性部活動のまとめ	
4 母性保護月間のまとめ	
5 女性部活動の成果と課題	
第 2 章 2021 年度 活動方針	15
I 基本方針	
II 私たちの要求と課題	
III 活動の具体的進め方	
第 1 号議案 2021 年度 女性部会計決算書	18
第 3 号議案 2022 年度 女性部会計予算書（案）	18
協議題 女性部規約改正について	19
2021 年度女性部県教委交渉回答書	21
権利獲得の歴史	26
2022 年度女性部役員名簿（案）	28

#### 2022 年度女性部定期大会について

新型コロナウイルス感染症の拡大が止まりません。今年も感染症拡大の対策のため、参集とオンラインを併用して定期大会を実施いたします。

なお、高教組会館は建設中のため、大会議室が使用できません。そのため参集は、議長を含む限られた方の参集といたします。原則オンラインでご参加ください。

# 第2号議案 2022年度 女性部運動方針

## 第1章 2021年度 女性部 とりくみの成果と総括

【資料8】

### 1. 経過(2021年度)

月	女性部会議・おもな日程	共闘	高教組・上部団体会議(部長他)
4	13(火) 人事・要求アンケート発送 <b>常任委員会①(職免)</b> ＜活動方針・役割分担＞	8(水) 県教組と合同県教委との懇談 〈採用猶予について〉	10(土) 長野高教組中央委員会 17(土)18(日) 全教女性部総会 (WEB) 17(土) 全教女性部常任委員会① (WEB)
	20(火) 人数調査・人事アンケート〆切	23(金) 県労連女性部役員会	20(火) <b>高教組春闘要求提出交渉</b>
5	<b>11(火) 支部長会①(参集とWEB)</b> ※②常任委員会はメールで確認	21(木) 県教組女性部定期大会 (コロナ禍で交流なし)	22(土) 長野高教組定期大会 ※コロナ禍で短縮開催(WEB)
	19(水) 定期大会議案書発送 修正案募集(6/18〆切)		25(火) <b>高教組春闘要求回答交渉</b>
6	1(火) <b>常任②・支部長会②・母親合同(年休)</b> ＜定期大会準備＞		5(土) 全教三役会・常任委員会②
	2(水) 育休復帰応援セミナー実施アンケート <b>26日(土) 女性部定期大会(参集とWEB)</b> 〈6/7代議員登録〆切・6/18修正案〆切〉		6(日) 保間協総会(WEB)
7	20(火) <b>常任③・支部長会③(参集とWEB 年休)</b> ＜要求書作成＞	1(木) 地公労交渉県教組との懇談 7(水) <b>地公労要求提出交渉</b>	16(金) 県労連女性部役員会 17(土) 全教女性部ブロック学習会(岐阜)
	24(土) 育休復帰応援セミナー(中信) みやま荘	25(日) 県母親大会実行委員会(長野市)	27(火) <b>高教組独自要求提出交渉</b>
	31(土) 育休復帰応援セミナー(東信) 東御市中央公民館		
8	1(日) 育休復帰応援セミナー(南信) 駒ヶ根文化会館	2(月) 県母親大会会場リハーサル	
	3(火) 育休復帰応援セミナー(北信) 信濃路	25(水) <b>県母親講師リハーサル</b>	
	31(火) <b>女性部要求提出交渉(常任のみ)</b> <b>常任④・交渉打合せ</b>	29(水) 県母親大会実行委員会(松本市)	
9		5(日) 長野県母親大会(松代文化ホール)	4(土) 全教三役会・常任委員会③
		8(水) はたらく女性部県実行委員会	11(土) 全労連女性部定期大会 (WEB)
		23(木祝) 地公労女性部学習交流集会 (高校会館 ハイブリット)	14(火) <b>高教組独自回答交渉</b>
		25(日) 県母親大会実行委員会	
10	3(日)5(火) <b>支部長会④(年休等)</b> ＜回答交渉について・学習交流集会＞ ※日程が合わず2日実施	21(木) <b>はたらく女性部県実行委員会</b> 23(土)24(日) はたらく女性の中央集会(with東京)	24(日) 全教女性部常任委員会④
	12(火) <b>女性部回答交渉(職免)</b>	27(水) <b>地公労第1波確定交渉</b>	30(土)31(日) 全国女性職員学習交流集会with奈良
	【母性保護月間】(10～11月)	10(水) <b>地公労第2波確定交渉</b> 13(土) 日本母親大会(with沖縄) 23(火) はたらく女性部交流集会 26(金) 3・8国際女性デー長野集会実行委員会	7(日) 全教三役会・常任委員会⑤ 18(木) <b>高教組独自要求確定交渉</b> 23(火) 県労連女性部定期大会
12	4(土) <b>女性部学習交流集会(塩尻)</b>		
	10(金) 母性保護アンケート〆切		
	21(火) <b>常任⑤・支部長会⑥(年休等)</b> ＜1年間の反省＞ 支部活動報告など		
1	12(水) <b>分会活動・要求アンケート発送</b>		8(土) 全教三役会・常任委員会⑥ 9(日) 全教女性部委員会(東京)
2	2月末 分会活動・要求アンケート締切	4(金) はたらく女性部要請行動	5(土) 高教組中央委員会 12(土) 全教女性部常任委員会⑦(東京)
	2月末 <b>支部活動アンケート締切</b>	25(金) 3・8国際女性デー長野集会実行委員会	11(金) 県労連女性部役員会・学習会
3		8(火) 3・8国際女性デー長野集会	2(水) 全労連女性部春闘菜の花行動 ※春闘全国統一行動に結集
			6(日) 全教三役会
			26(土) 全教常任委員会⑧

## 2. 2021年度 支部女性部活動のまとめ

集会・大会などへの参加		参加人数(支部長・副部長を含む)											
集会名	月日	高水 須坂	長水	更埴	上小	佐久	諏訪	上伊那	下伊那	木曾	松筑	安曇	合計
高教組女性部 定期大会	6/26	8	9	10	6	9	8	8	8	1	10	9	86
高教組女性部 学習交流集会	12/4	6	5	4	3	1	4	7	4	1	8	9	52
高教組女性部 県教委回答交渉	10/12	2	1	2		1	1	1		1	1	2	12
母親学習会	中止												0
県母親大会	9/5	6	8	6	2	1	7	5	6	2	5	8	56
日本母親大会	11/13	2	1	1	1	1	1	1	1	1			10
地公労女性部 学習交流集会	9/23	2	1	2			1	1	1	1	1	1	11
はたらく女性の中央集 会(オンライン)	10/23.2 4	1	1		1							1	4
はたらく女性の長野県交 流集会(ハイブリット)	11/23	1	1	1	1	1		1		1		1	8
県労連女性部 定期大会	11/23	1	1	1	1					1			5
県労連女性部 学習交流集会	2/11	1		1	1					1			4
国際女性デー 長野集会	3/8	2	1	1									4
国際女性デー 地区集会					3/8 中止								
地区母親大会					9/12 中止				11/14 2名				
地区労連女性部 学習交流集会													
地区労連女性部 定期大会			11/26 2名										
支部総会	下表参 照		12/3 9名	12/16 9名			11/27 10名	12/18 12名	書面 議決		11/19 12名	1/28 9名	
支部学習会	下表参 照		9								29		
地域女性団体、他労 組との共同のとりくみ													

支部学習会の日程と内容			支部会 議回数	だより発 行	支部からの 活動費	決算(1月末 現在のもの)
○高水・須坂		フェルトソープ材料配布(各自実施)			¥200,000	¥52,810
○長水	12/3(金)	交渉の成果とハラスメントリーフ	2		¥180,000	¥84,000
○更埴			1		¥130,000	¥97,526
○上小			1	1	¥240,000	¥30,000
○佐久			3		¥130,000	¥20,000
○諏訪	11/27(土)	ハートフルカフェ等	2		¥270,000	¥82,533
○上伊那	12/18(土)	ミツロウラップとミツロウクリーム作り	1		¥260,000	¥121,498
○下伊那		分会ごと 7校中6校で実施				¥69,217
○木曾					¥250,000	
○松筑	11/22.26.12/1	ハートフルカフェ等	1	0	¥112,000	¥84,990
○安曇			2	1	¥221,398	

支部活動反省等 記述部分

○高水・須坂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対面・オンラインでの活動をせず、文書とメールのやり取りとしました。</li> <li>・学習会は材料配布としましたが、「コロナ禍で分会内でも集まる機会が減っているので、話す機会ができて良かった」との声があり、ホッとしています。</li> <li>・育休復帰セミナーはとても参考になるので、それぞれの分会での声かけを依頼すると良かったと思いました。</li> </ul>
○長水	<p>コロナのため、全てオンラインで対応した。支部内の役員輪番について整理し、負担軽減を図った。</p>
○更埴	<p>コロナ禍のため、分会代表者会はリモート、支部総会は集会、支部学習会は実施せず、代替として各分会で学習会を行った場合に費用を補助することとした。分会学習会は3分会で実施。リーフレットを使った職場のハラスメントの学習会、学習会+校長と語る会等を実施しており、有意義な時間となった様子が伺えた。コロナ禍でも方法を変えて活動できたのは良かった。次年度以降コロナが落ち着いたら支部学習会を復活させてほしいという要望が総会時に出ているので引き継ぎたい。</p>
○上小	<p>新型コロナの拡大により2年連続で総会、学習会ができなかった。各分会での学習会の促進、支援を行うことができた。 まだ、活動継続中のため予算は締めていない。3月8日 国際女性デー参加のために通信費を確保したいと考えている。</p>
○佐久	<p>コロナ禍で、会議がオンライン化されたことにより、個人的には負担感をあまり感じずに支部長を務めることができた。しかし、支部の学習会も2年連続中止となったので、横のつながりがなく、組合活動の盛り上がりには欠けてしまった。</p>
○諏訪	<p>コロナ禍で大変なスタートとなりましたが、本部女性部の方たちの支えのもと、リモート等で会議・学習会を実施でき、有意義な一年間となりました。特に、総会に合わせてハートフル学習会をリモートと各分会別にそれぞれ実施できたことは、女性部会員たちのつながりを維持できるきっかけになったと思います。今後も時期に応じてできる活動を続けていけるとよいと感じました。</p>
○上伊那	<p>コロナ禍での活動ということで対面で代表者会が開催できず、学校代表の先生方とはメールによる最低限のやりとりとなってしまいました。しかし、感染の落ち着いた12月に対面での総会・学習交流会を2年ぶりに開催することができ、女性部の活動の楽しさと重要性を改めて感じました。また、今年度の学習会には家庭科の先生を中心に男性の先生にも参加していただくことができ、活動の輪を広げていくことができました。</p>
○下伊那	<p>新型コロナの影響もありますが、集結の難しい地域特性や小規模校が多く組合員数も限られていることから実情に合わせた活動としました。不活発で申し訳ありません。</p>
○木曾	<p>あまりお役に立てず、申し訳ありませんでした。1年間大変お世話になりました。</p>
○松筑	<p>実際に集まるのが難しい中、オンラインで代表者会・総会を行い、学習会は各支部で行った。オンラインではなかなか意見は出しにくいですが、顔を見て話すことができたのはよかった。多忙の中、支部だよりを出すことができなかったのが申し訳なかった。</p>
○安曇	<p>コロナの影響により、分会代表者会はオンラインで行いました。また、支部総会もオンラインで開催し、学習会は実施できませんでした。 コロナの状況によって活動が制限されてしまうため、活動計画を立てることが難しかったです。それでも、「出来る活動」を「出来る形」で持続していくことが大切だと感じました。</p>

### 3. 2021年度「分会活動」のまとめ 提出数76校

#### (1) 集まりの回数

0回(22分会) 1回(34分会) 2回(11分会) 3回(6分会) それ以上(3分会)

#### (2) 育児・介護のための休暇取得状況

- ①女性の育児休業 38名
- ②男性の育児休業 5名
- ③男性の育児休暇(産前6週、産後8週の間5日) 26名
- ④男性の出産補助休暇(分べんに係る2週間内3日) 35名以上
- ⑤女性の育児短時間勤務取得者 27名(時差勤務含む)
- ⑥男性の育児短時間勤務取得者 20名(時差勤務含む)
- ⑦女性の介護に関わる休暇等 40名
- ⑧男性の介護に関わる休暇等 35名

### 4. 2021年度「母性保護月間」まとめ 提出数76校

#### (1) 何等かの取り組みを行った 「行った」39分会 「行わなかった」37分会

参加範囲	学校数	参加範囲	学校数
女性組合員	46	管理職	18
未組女性職員	17	非常勤講師	1
男性組合員	6	未組男性	3

#### (2) 内容 ※分会名は回答のあった分会数内容は主なものを記載

##### ア 権利の学習、権利行使の推進 33分会

- ・本部から配信された「女性部権利リーフ2021」を会員と共有し権利について確認をした。養護教諭の妊娠中の非常勤職員の措置拡大について、女性職員の会の時に話題にし、組合での運動の成果を話題にした。
- ・「わたしたちの権利」抜粋を配布。集まっての学習ができていない。
- ・なかなか権利行使出来なかつたりするが、お互いにコミュニケーションを取って行くことが必要だと感じました。
- ・ハンドブックの配布
- ・メールに添付頂いたリーフレットを30部作成し、お知らせ・アンケート文と共に配布しました。本当なら顔を突合せた会議や学習会を企画すべきところですが、匿名での意見集約の方が、気兼ねなく意見が出せるのかと思います、このような実施を致しました。
- ・リーフレットの配布、共有
- ・リーフレットを全職員へ配布し、周知、理解を図りました。また、加入女性職員にて学習会を行いました。
- ・権利リーフレットの配布(女性職員全員と男性組合員の希望者へ配布した)  
「ハラスメントSTOP」パンフレットを利用して学習会を開催し、男女ともに気持ちよく働学べる学校に向けて情報交換した。

- ・産育休の職員がいたので、関連する事柄について情報交換をしました。
- ・休養室を使用する際に、布団がなく横になれず不便だった。」とか「冬場の暖がこたつと電気ストーブしかなくて不便」ということが聞かれた。
- ・女性部からおくっていただいた権利一覧を回覧した。
- ・女性部権利リーフ、交渉速報、パワハラリーフを使い、解説、学習
- ・女性部職員で集まり悩みを少し話す場を設けることができました。ただししっかりとした学習まではできていません。
- ・女性部代表と管理職（副校長）で、高教組権利リーフレットの内容を確認し合った。
- ・多忙の中、なかなか集まれませんでした。リーフレット回覧程度です。
- ・茶菓子と一緒に資料配布
- ・用紙を配布するだけになってしまったので、顔を合わせて話し合えればよかった。

## イ 校長交渉、校長との懇談 25分

- ・いくボスのアンケートを女性職員全員に提出してもらっていたので、そこに書かれた校長への意見をそのまままとめて、手渡した。匿名。分会長と女性部代表者と校長で懇談。
- ・テスト期間の午後、校長先生との懇談会を実施しました。合わせて、講師・行政の先生と語る会も共催し、懇談することができました。
- ・学校長を囲んで会食会を実施。女性部のみではなく、女性職員の会で開催。一人づつ思いを話して、校長に理解していただいた。和気あいあいとした雰囲気でした。
- ・学校長を囲んで会食会を実施。女性部のみではなく、女性職員の会で開催。一人づつ思いを話して、校長に理解していただいた。和気あいあいとした雰囲気でした。
- ・学校長を囲んで会食会を実施。女性部のみではなく、女性職員の会で開催。一人づつ思いを話して、校長に理解していただいた。和気あいあいとした雰囲気でした。
- ・個人面談の際に、女性部の代表として多忙化等の実情を話しました。
- ・懇談という形で短時間で話がすることができました。校長にも権利のリーフレットを渡して確認してもらいました。
- ・産休に入る方がいたので、校長と懇談した。
- ・事前に職員の要望をまとめ、当日ティータイムの和やかな雰囲気のもと校長と職員の懇談を行った。普段なかなか聞けない話を校長からしてもらえたので良かった。
- ・女子生徒の様子について情報交換したり、女性職員が少ないことによる負担増に対してバランス良く増やして欲しいとお願いした。
- ・女性職員の会ということで、全女性職員に声をかけて昼食会と校長との懇談を行った。ちょうど事務長も女性なので、権利について要望した。
- ・女性組合員からの要望に回答していただいた
- ・常々校長、教頭と懇談して、女性部関係にこだわらず情報交換を行なっている。今回はイクボスについての確認と、教頭の子育て支援相談員についての確認を行いました。本校では普段から職員が何でも管理職に相談するので、逆にこちらが情報をもらう事がよくあります。
- ・組合の校長交渉の場で、女性管理職や女性職員の更なる増加について呼びかけたりした。
- ・代表者が懇談しました。誠意ある対応でした。

- ・中学生の体験入学終了後の夕方1時間程度、茶菓を用意して懇談会を行った。未組の女性職員にも参加してもらうことができた。

- ・日頃の気付きを共有する点に重きをおいた懇談兼茶話会の時間をもちました。互いに話が尽きなく予定時間を大幅に延長した有意義な時間となりました。職員間のコミュニケーション、情報共有の重要性を改めて感じました。

- ・平日放課後、お茶菓子を用意して、校長を含め、和やかな雰囲気ですべてを話した。普段多忙で、かつコロナ禍のため、なかなか集まることがなかったので、情報交換や親睦を深める良い機会となった。

- ・面談の折に休養室のことや現在育休中の先生のことについて話をしました。

## ウ 職場への宣伝 17分会

- ・アの運動と兼ねました。分かりやすく読みやすいリーフレットの配布は、権利の周知や行使にも繋がると考えます。私自身も行使できる権利の多様さに驚きました。知らず行使の機会を失うということのないように、配布をさせて頂きました。

- ・チラシの配布
- ・リーフレットの紹介、共有
- ・育児時間の取得をする男性も出てきて、喜ばしいことである。
- ・一般参加出来る講演会などのチラシを配った。
- ・共済カフェを利用した
- ・女性部からいただいたリーフレットを増す刷りして、女性組合委員に配布した。
- ・職場会で宣伝して、男性も生理、出産以外は取得できることを強調しました。
- ・職場会の開催、職員ニュースの配布
- ・職場会やプリント等。
- ・未組合男性へ育児休業制度を活用してみませんかのチラシ配布。

## エ 組織拡大、未組女性への働きかけ 17分会

- ・リーフレット配布時の声かけ
- ・権利リーフレットを配布するとともに、要望や困っていることを記入できるアンケートを実施した。
- ・個別に声掛けをしましたが、「今はまだ」という感じでした。
- ・校長との懇談や共済カフェに参加してもらった
- ・校長先生との懇談会に、未組の講師の先生に参加していただくことができました。日頃の悩みなどを共有することができてよかったです。
- ・高教組権利リーフレット女性部版配布。産休の未組女性に育休復帰応援セミナー参加呼びかけ。
- ・最近、新規加入者がいます！ 職場内で皆さんに声をかけて頂いた成果です。
- ・産育休代替の女性講師に声がかがけと昼食会への誘い（入会していただきました）
- ・初任できた若手の先生方には、すでに赴任してきた年に組合に入らせていただいています。
- ・女性部へのお知らせを増し刷りし、配布。



- ・前任校で、組合を頼りにしたかったときに、頼りにならなかった…的な話しを転入の際に伺っているので、働きかけはしておりません。
- ・分会や支部での学習会へ参加を呼びかけた。
- ・未組の女性職員にも、権利の一覧を配布するなどしてやわらかく、組合へのお誘いをしたいと思います。
- ・未組の先生に加入を促した。結果、残念ながら加入には至らなかったが、高教組の取り組みについては、前年度より広く周知されたと考える。

## オ その他

- ・半日授業の昼休みに「ハラスメントSTOP」のリーフレットの学習会も兼ねて、軽食とお菓子を用意し、日頃感じていることなどをざっくばらんに話し合いました。
- ・女性部組合員は分会長と女性部を兼ねている私と司書の二人だけです。未組の方も講師が多く組織拡大につながりません。せっかく女性同士なのに機能しないのが残念な毎日です。
- ・今年4月から育児短時間勤務を行っている先生がいます。権利を行使する方が職場内にいることによって、このような権利があることを職員全体が認識できるのは大変良いことだと感じています。
- ・組合員も少なくギリギリで最低限の活動をするのが精一杯です。
- ・組合活動が、業務の負担にならないこと、組合費の有効活用が組織拡大には大切だと思います。特に女性部に入会していない方々からはそういった発言が多く聞かれます。
- ・母親大会で紹介された書籍「これからの男子たちへ」を図書館で購入してもらえるように依頼した。「女の子はどう生きるか 教えて上野先生」は図書館にあった。
- ・子どもの参観日や学校行事等への参加に利用できる休暇をつくってほしい。子どもの看護休暇の日数の拡大をしてほしい。育児休業を子どもが三歳を迎えた年度末まで延長していただきたい。等の意見が出ました。
- ・女性に限らず多忙で権利を行使できない人がいる
- ・クラスマッチのお昼に、全女性職員を対象としたランチ会を行いました。「ハラスメントSTOP」の冊子を配布しました。

## 女性部 2021 年度 活動の成果と課題

### (1) はじめに

2021 年度の女性部は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、集会は少人数、かつ出来る範囲で行い、役員会議は基本的にオンライン（ハイブリッド）会議にして、なるべく各職員の負担を減らす方向で取り組んで来ました。また、一方で女性部の活動は大切なことには時間をかけ、メリハリをつけながら将来的にも継続し続けていくことを模索した 1 年でもありました。そして、4 月の人事・要求アンケートを基に、明らかになった問題を 6 月の定期大会で、オンラインではありましたが発言出来る場も作ることが出来ました。要求書にはその発言も盛り込み、4 月の人事・要求アンケートなどの内容と共に 8 月 31 日（火）に県教委提出交渉、10 月 12 日（火）に回答交渉を行いました。今年度も回答交渉は役員のみ出席に限定されたのは残念でしたが、その代わりに、各分会の皆さんの思いを背負って役員が時間一杯発言を重ねました。

今年度の地公労女性部の重点課題は、昨年度に引き続き「障がいのある子どもを養育する職員への短時間勤務や部分休業の新設」、そして「介護短時間勤務の新設」でした。現在「不妊治療のための代替のつく長期休暇制度」はまだ 1 名も取得者がいない状態が続いていますが、今年度、不妊治療休暇に関しては更なる前進がありました。国では有給の不妊治療のための休暇を原則年 5 日（頻繁な通院を要する場合は 5 日加算）新設することになっていますが、長野県では年 10 日となり、今までの休暇との併用が出来ることとなりました。また、高教組独自交渉では養護教員部設立のきっかけとなった「妊娠中の養護教諭の業務軽減の代替非常勤の配置」についても前進がありました。「4 月～7 月の定期健康診断業務に限定せず、現場の業務実態に照らし、期間の拡大と対象業務の制限を外すことを求める」という内容に対して県より「検討する」との回答があり、期間・業務を問わず代替非常勤職員が措置される結果となりました。

### (2) 交渉と成果

#### 1) 「女性部要求提出交渉」

（8 月 31 日 女性部副部長参加）

今年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大を懸念して参加者の人数が制限される中で副部長までの参加という形で行われました。

「母性保護」「民主的人事、男女平等」「権利・労働条件」という柱で訴えました。昨年度訴えて来た「担任 3 年制の慣例化」に対する柔軟な対応、「障がいを持つ子を養育するための部分休業の新設」などに加え、今年度は特に「産休に入る予定の教職員に対して、産休代替となる人を 4 月 1 日より配置すること（先読み加配）」、「介護短時間勤務制度の導入」を加え、役員からも実体験も交えて切なる意見が出されました。

#### 2) 「女性部要求回答交渉」

（10 月 12 日 副部長・支部長参加）

今年度も昨年度と同様に、新型コロナの関係で全分会からの参加が出来ず、副部長・支部長が各分会から出ている意見を代弁する形での要求となりました。民主的人事、男女平等にかかわる要求では、例年同様、「女性職員を増やすこと」を求めることから始まりましたが、中でも体育の女性教諭がそもそも全ての学校に1名ずつ配置出来るだけの母数がない現状や、少人数教科の毎年の継続採用、学校ごとの年齢層や人数のバランスの良い配置に関しては、長年にわたる組合員共通の強い願いとして複数の訴えがあり、今年度も強調して要求を重ねました。

母性保護に関わる要求では、提出交渉に引き続き、産休に入る予定の教職員に対して、産休代替となる人を4月1日より配置すること（先読み加配）、介護短時間勤務制度の新設を含めた介護のための休暇制度充実を訴えました。また現在更年期障害で悩む職員もおり「更年期障害休暇」新設や「生理休暇」を取りやすくするために名前を変更する工夫を求める内容も重ねて発言しました。また、灯油が例年になく価格が高いことを懸念し、「十分な灯油の確保」やインフルエンザが流行する恐れがあるという報道を受けて「インフルエンザ・新型コロナ感染防止における妊婦への配慮」を求める声もありました。

権利・労働条件に関わる要求では、今年も実施した「イクボス・温かボスについてのアンケート」では、管理職からの宣言があったと回答したのは約83%であることを伝え、県の回答とのズレを指摘し、管理職にはポスターで掲示するだけでなく、4月の初職員会で宣言する等、引き続き教員がきちんと認識できるように周知して欲しいと訴えました。

また、担任3年制に関しては8月の提出交渉に引き続き、今回も意見が出され、特に「3年縛りの慣例」がライフワークバランスの中で、特に妊娠を望む職員や介護をしている職員には厳しいという意見が出されました。管理職ではどうしても出来ないこともあり、県がリードして柔軟な対応出来るようにして欲しいと発言しました。それと同時に、校務多忙のため権利が行使しにくく、権利の行使どころか、週休・振替も取れない現状を訴える声が複数出されました。

両親だけではなく、子どもも含め介護が必要な人に使える「介護短時間勤務制度」に関しては『地公労の課題である』という回答ではありましたが、将来にわたって子育てや介護をやめてしまう職員が出ないように権利の必要性を代わる代わる訴えました。

### 3) 地公労確定交渉

(第1波 10月27日、第2波 11月10日)

新型コロナ感染症の影響で地公労交渉第1波は本部での対応となりました。第2波も人数を制限する中で行われました。コロナ禍で予算的には大変厳しい状況での交渉でした。しかし、今年度も回答は意外にも早く、今年度は有給の不妊治療休暇が長野県独自で年10日取得出来ることとなりました。(令和4年1月1日適用)。また介護短時間勤務制度に関して県は「課題として認識している」と発言し、今年度は「子育て(の権利の拡充)に専念したい」という発言の下、来年度に期待をつなぐ形となりました。

### 4) 高教組確定交渉 (11月18日)

女性部からは今まで獲得して来た権利が使えていない現状を強く訴えました。権利自体はここ数年増えてきていますが、実際にはなかなかその権利が使いにくい現状があり、それは仕事の絶対量が多いため、勤務時間調査も県が集計している数値とは乖離があり、決して鵜呑みには出来ない現状があることを発言しました。また働き方改革と言いながら、学校は何も変わっていない事実を伝え、それは学校側

では生徒のことを思えばこそ仕事を減らすことが出来ないという心理的事情があるからだということにも触れ、スクラップアンドビルドは県が主導で大鉦を振るい、誰もが定時に帰れるような仕事量にしてほしいと訴えました。そもそも学校にゆとりがなければ良い教育が出来るはずがなく、そして、男性も女性も定時に帰れる環境が出来れば、子育て・介護も男女共同で出来るようになり、現在減少している教員を目指す若き世代も増えるのではないかとまとめました。

### (3) 学習活動

#### 1) 「育休復帰応援セミナー」

(中信 7月24日 東信 7月31日 南信 8月1日 北信 8月3日 )

2021年度も新型コロナウイルス感染症の心配があったため、どのような形での開催にするかを検討した結果、感染症対策を十分にした上で、時間は短縮し、ハイブリッド形式も利用しながら県内4か所の開催となりました。このセミナーは毎年大変好評で、権利について学習できるだけでなく、このセミナーを機会に組合や全教の保険に加入してくれる良い機会となっています。2021年度もご夫婦での参加が複数あり、「妻の職場復帰にあたり夫として今後の生活を考える上で参考になった。」などの感想をいただきました。2009年に導入された「育児短時間勤務制度」については、このセミナーの成果もあり、毎年制度の周知がされつつあります。役員にとっても学習会として最新の状況を知ることが出来ています。一方で、利用者が増えるにしたがって補充の方の不安定な労働条件や賃金手当がここ数年問題となっています。今後もより安心して使える制度となるよう、講師再任用部とも協力して、代替者の待遇改善などを要求していきたいと考えています。

#### 2) 「第47回 女性部学習交流集会」

(12月4日 塩尻総合文化センター)

コロナ前は全分会から会場に参加してもらっている集会ですが、今年度も新型コロナウイルス感染症に警戒して、現地出席は分科会で必要な方の最少人数に絞り、あとはオンラインとの併用での実施となりました。結果としては、12月はゼロコロナの日も続いており、会場参加も可能でしたが、女性部は子育て・介護に関わる職員も多く、そんな中での休日参加はなかなか負担であることもあり、安全策を取り、参加者を1名でも増やすことに専念しました。

(オンライン併用のおかげで、ここ数年若干参加者は増えている現状があります。)

コロナ対策のため、昨年同様午後のみ開催とし、今まで1日にわたって参加をお願いして来ましたが負担軽減のためにこの2年で時短を図りました。

今年度も学習会はなく、女性部の活動内容・交渉結果の報告と情勢報告がメインとなりました。情勢報告では最新の高校再編、入試改革、教育のICT化についての報告がありました。

また休憩をはさんで、分科会は「ヨガ」「介護」「蜜蝋のハンドクリームアロマスプレーの作成」の3つに分かれてゆったりとした時間の中で充実した時間を過ごすことが出来ました。特に、「ヨガ」に関しては今年度もオンラインも併用したため、自宅にいながらヨガを教えてもらえるという大変良い機会となりました。またハンドクリーム作りは親子でのご参加も複数あり、楽しみながら自分独自のハンドクリームとアロマスプレーを作ることが出来ました。来年度もオンラインを併用しながら継続して行きたいと思えます。

#### (4) 他団体や地域の女性との共闘

##### 1) 「地公労全県学習交流集会」(9月23日 県教組会館)

この集会は1986年の「地公等育休職種拡大全県学習交流集会が始まりです。この育休職種拡大の闘いから30年以上、働きやすい環境を目指し地公労の女性部が団結して女性の課題を要求実現へとつないできました。2021年度は、地公労における女性運動の原点にかえり運動の歴史についての講演と4月から取得可能となった「子育て部分休暇制度」実現の運動の報告および今後の課題についても話され交流することができました。

##### 2) 県労連女性部

###### ① 「県労連女性部定期大会」(11月23日 県教組会館)

「はたらく女性の長野県交流集会」の午後に開催されましたが、コロナ禍のため、会場参集は役員のみとしオンラインによる参加となりました。1年間の活動方針が確認され、新部長として医労連の福田ひと美さんが選出されました。他団体からの報告では、コロナ禍で女性労働者の苦しい状況が報告され、高教組からは、教育のICT化の様子や学校のコロナ対応、高校改革等について報告をしました。

###### ② 「県労連女性部学習交流集会」(2月11日 IAビル)

4人が参加しました。高教組は例年、育休中の方に重点的に声をかけていますが、2021年度はオンライン併用であることから全県に参加通知を出しました。講演は「憲法とジェンダー」と題して弁護士の清水智弥さんに夫婦別姓についてや憲法の意義等についてお話しをしていただきました。そのあとは、ヨガインストラクターのkeikoさん指導はオンラインで配信し、画面を見ながらご自宅でゆっくり身体をほぐすことができました。コロナ禍により当初予定していた「みつろうハンドクリーム」の制作は中止となり残念でした。

##### 3) 母親関連

###### ① 「第66回日本母親大会」(11月13日 オンライン)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、2020年度に沖縄で予定されていた日本母親大会は、2021年11月13日にオンラインでの開催となりました。全体会に続き、「核も基地のない平和な未来を子どもたちに」と題して、弁護士の仲山忠克さんが講演をされました。オンラインによる半日開催でしたが、沖縄実行委員会が工夫をこらし、沖縄を紹介する映像が流れ、沖縄を感じることができました。中央省庁請行動は全国から集まることができず、首都圏を中心に実施されました。

###### ② 「第64回長野県母親大会」(2021年9月5日 オンライン)

松代文化センターをメイン会場に県下各地からのオンライン参加と8か所のパブリックビューイングで開催しました。高教組からは62名の参加がありました。

全体会と講演のみの大会でしたが、安田菜津紀さん(フォトジャーナリスト)の講演は「紛争地、被災地からの声を写真で伝える」と題し、16歳の時、「国境なき子供たち」友情のレポーターとしてカンボジアで貧困にさらされる子供たちに取材されたこと。現在は盗難アジア、中東、アフリカ、日本国内で難民や貧困、災害についても取材を進めている現状を写真とともに話されました。また、東日本大震災以降

の陸前高田市を中心に被災地の記録についてもお話されました。

#### 4) はたらく女性関連

##### ①「第66回はたらく女性の中央集会」(10月23日・24日 オンライン)

東京中野サンプラザをメイン会場に今年もオンラインでの開催となりました。今年は2日間の日程で開催され、1日目は全体会の後に、3つの分科会、2つの見学分科会が開催されました。2日目は、「茶色の朝」を丸尾聡さん(作家・俳優・演出家)が一人芝居をされ、講演は「ジェンダー平等 ～誰もが働きやすい社会の実現のために～」と題して、簗輪明子さん(名城大学教授)のお話がありました。

##### ②「はたらく女性の長野県集会」(11月23日 県教組会館)

11月23日(月)に県教組会館にてはたらく女性の長野県交流集会が行われました。今年も新型コロナウイルス感染症の影響で、役員以外はオンラインでの参加となりました。講師で法政大学教授の上西充子さんに「呪いの言葉の解きかた ～なぜ私たちの声は押し込められてきたのか～」と題して講演をしていただきました。講演後は、各団体からの活動報告がされ、他団体との交流となりました。また、最後に県への要請項目を採択しました。

##### ③「はたらく女性 県要請」(2月4日書面要請・書面回答)

県要請はコロナ禍により2年連続で対面での要請は実施できませんでしたが、11月23日に採択した要請に基づき、2月4日に労働雇用課長に要請書を提出しました。要請当日に書面回答を受け取りました。

#### 5) 「国際女性デー長野集会」(3月8日 信濃路オンライン併用)

3月8日にオンライン併用で開催しました。講演会は「憲法は誰のもの?～健康開催で女性の暮らしはどうなる～」と出して、太田伊早子さん(弁護士)のお話を聞きました。

【解説 国際女性デーとは?】3月8日に世界規模で行われる統一行動日。1904年NYでの婦人参政権デモを起源とし、1975年の国際婦人年に国連が制定したもの。1910年の国際社会主義婦人会でのドイツのクララツェトキンが提唱。日本では1923年が最初の国際女性デー。

## 第2章 2022年度 活動方針

### I 基本方針と重点

女性部は長野高教組の運動方針にのっとり、全組合員と協力して、平和と民主主義を守るために、多くの女性労働者や生徒の保護者をはじめ全世界の意を同じくする人々とともに活動します。

- (1) 平和こそ男女平等の前提であることをふまえて、すべての戦争に反対し、平和と民主主義を守り、民主教育確立のためにたたかいます。特に、憲法改悪を許さないたたかいと改悪教育基本法の具体化を許さない学校づくりを進めます。
- (2) 様々な職種で働く女性教職員一人ひとりの要求をもとに、母性保護、生活向上、労働条件改善、女性の権利確立のためにたたかいます。
- (3) 各分会での活動を基盤に女性部の団結を強めるとともに、全教、全労連、県労連に結集し、全国の女性労働者や世界の人びとと連携して民主政治を確立し、男女共同参画社会の実現をめざしてたたかいます。

### II 私たちの要求と課題

#### 1 女性の権利確立と労働条件改善

##### (1) 男女平等・民主的人事の確立

- ① 「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」、ILO 「家族的責任を持つ男女労働者の機会および待遇の均等に関する条約」(156号)、同勧告(165号)の完全実行。
- ② 学校ごとに年齢や教科等バランスのとれた女性教諭の配置の促進。
- ③ 均等法のセクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止規定、ハラスメント防止要綱(長野県)の職場における徹底。
- ④ 正規の学校司書を全ての学校へ配置。実効ある「学校司書の法制化」にむけての運動。学校司書の採用試験の継続実施、採用時の年齢制限の撤廃を要求。
- ⑤ 正規の実習教員を全ての学校へ配置。法改正を含めた実習教員の身分の確立、実習教員の免許法による差別的な資格取得条件の撤廃、理科担当実習教員の職務の明確化と待遇改善。
- ⑥ 正規の養護教諭を全ての定時制・通信制に配置、大規模校には定数法に従い複数配置。
- ⑦ 常勤・非常勤講師の身分保障と待遇改善。

##### (2) 母性保護

- ① 生理休暇をはじめとする母性保護のための権利の行使と取得しやすい条件整備。
- ② 不妊治療時の支援体制拡大。妊娠中の勤務軽減。
- ③ 風疹、インフルエンザ等、胎児に影響を及ぼす可能性のある病気流行時における妊婦の特別休暇設置。
- ④ 更年期障害に対する休暇・通院の保障、勤務時間の軽減など必要な措置の検討。

##### (3) 労働条件・生活向上

- ① 教職員の健康破壊をもたらす長時間労働をなくし、男女ともにはたらきやすい職場の実現。(勤務時間実態調査に基づき、時間外勤務解消のための協議を労使協議会で進めること。)
- ② 育児休業中、介護休業中も生活のできる賃金保障。
- ③ 「育児短時間勤務制度」「子育て部分休暇」など各種制度の周知と、取得しやすい環境づくり。
- ④ 「家族看護休暇」「短期介護休暇」「介護休暇」の内容充実と、「介護休暇の分割取得」の柔軟な運用の確立。

- ⑤ 「介護短時間勤務」制度の新設。
- ⑥ 安心して不妊治療が受けられる環境整備の拡大。
- ⑦ 障がいをもつ子を育てながら働ける制度の拡充。
- ⑧ 子育て支援のための休暇の拡充。

## 2 民主教育の確立と教育条件改善の推進

### (1) 憲法に基づく民主教育の推進

- ① 憲法と子どもの権利条約に基づいて、生徒参加、父母・地域との共同による「開かれた学校づくり」の推進。改悪教育基本法の実現を許さない取り組み。
- ② 教育職の「教員評価制度」と行政職の「能力開発制度及び業務目標制度」による管理統制強化反対。
- ③ 男女共同参画社会実現のための、ジェンダー問題を意識した両性の本質的平等教育の推進。また、性の多様性を理解し尊重する教育の推進。

### (2) 教育条件整備

- ① 不登校、いじめ、自殺、学級崩壊、高校中退など、山積する問題を克服するための積極的な取り組み。
- ② 各校へのカウンセラーの配属。当面はカウンセラー派遣制度の充実と、スクールソーシャルワーカーの積極的活用。
- ③ 高校の特別支援教育について、必要な予算措置や加配措置の推進。

## 3 組織強化と運動の発展

### (1) 組織の拡大・強化

- ① 高校現場ではたらく女性教職員、特に女性講師の組合加入の促進と共通の要求の実現。
- ② 全教女性部の組織強化と活動の発展。
- ③ 全労連女性部、県労連女性部の組織強化と地区労連女性部の結成。

### (2) 広範な女性団体との連携

- ① 「男女共同参画社会基本法」に基づく政府の男女平等施策への働きかけ。また各種審議委員等への女性の参画実現。
- ② 実効ある「男女雇用均等法」への改正にむけての運動推進と改正男女雇用機会均等法をもとに労働局や均等室にむけての啓発。
- ③ 女性の非正規雇用化に反対し、労働条件改善、均等待遇を求めてのとりくみ推進。パート・派遣・契約・臨時労働者の雇用・労働条件を改善する共同のとりくみ。

### (3) 平和、くらしを守り、明るい未来をこどもたちに

- ① 戦争法廃止と、憲法改悪を許さない取り組み。



### Ⅲ 活動の具体的進め方

#### (1) 支部・分会活動の強化をめざして

- ① 未組合員の女性教職員に、長野高教組の運動によって獲得した成果を話すなどして、組合加入をはたらきかけます。とりわけ新規採用者、常勤・非常勤講師、私費職員の皆さんに積極的に声かけし、待遇改善や悩み・要求などを解決する方向で取り組みを進めます。
- ② 分会女性部は助け合い、団結を強め、学習・親睦・交流など独自の活動を推進し、校長交渉を行うなど、働きやすい職場作りと要求実現に向けて積極的に活動します。
- ③ 分会女性部代表、支部女性部長は、各分会や支部の要求を女性部全体の要求に反映できるよう活動するとともに、各職場や支部に女性部の意見や要求が反映されるよう連絡を密にします。また、母性保護や育児・介護の問題を女性部内の問題にとどめず、職場全体の課題として考えられるよう、情宣活動も積極的にすすめます。
- ④ 支部では、分会代表者会や総会・学習会を行い、活動の促進と交流を深め、要求を組織するとともに、情勢を学び、活動をすすめるための力としていきます。

#### (2) 女性部全体・本部の活動

- ① 学習交流集会を充実させ、楽しく意義ある集会となるよう、立案・実施します。
- ② 高教組本部や他の専門部、とりわけ女性が多数を占める専門部との連絡を密にし、連携を強化して問題の解決にあたります。
- ③ 女性部の要求を高教組本部の要求として位置付け、男性組合員との共通の要求として取り組みます。
- ④ 講師・非常勤講師との交流を深め、実態を把握し、要求を吸い上げて、ともに要求実現に尽力します。
- ⑤ 情勢学習を深め、県・地方自治体に向けての運動に取り組みます。
- ⑥ 「女性部情報」を発行し、活動内容が広く見えるよう努力します。
- ⑦ 母性保護月間を設け、母性保護を中心とした権利を意識的に行使するとともに、その意義を学習し、職場への啓蒙活動や校長交渉などを行います。
- ⑧ 高教組女性部の県教委交渉、地公労の対県交渉に積極的に参加し、要求実現に取り組みます。特に、県教組女性部始め、地公労傘下の女性職員との交流を深め、協力して女性地方公務員の権利拡大、労働条件の改善にとりくみます。
- ⑨ 他県、他団体の女性労働者と交流し、一致できる点での共闘をすすめます。
- ⑩ 女性部組織強化委員と協力して役員（県、支部、分会）体制の早期確立をはかります。

#### (3) 地域との連携と女性運動の発展

- ① 他労組女性部との連携を深め、全教・全労連・県労連・地区労連の女性部の組織強化、運動の発展のために積極的に活動します。
- ② 日本母親大会の成功にむけて尽力します。
- ③ 長野県母親大会実行委員会、長野県はたらく女性の集会実行委員会、3・8 国際女性デー実行委員会、保育問題連絡協議会などに参加し、集会の成功のために尽力します。
- ④ 県教組女性部、市立高教組女性部、私教連の女性部などと労働運動や教育実践の学習交流を行い、連帯して活動します。
- ⑤ 地公労傘下の女性との交流を深め、一致した要求を実現するための学習や行動を行います。
- ⑥ 保育運動や学童保育推進運動などに積極的に参加します。
- ⑦ 平和や女性の地位向上をめざす世界の女性・団体と手をつなぎ、学びあい、男女平等の平和な社会実現のための運動をすすめます。

# 長野高教組女性部規約

## 第一章 総 則

- 第1条 この部は長野県高等学校教職員組合女性部と称する。
- 第2条 この部は長野県高等学校教職員組合規約第13条に基づいて設立される。この部は本部を長野高教組本部におき、各支部女性部ならびに各分会女性部を設ける。
- 第3条 この部は女性組合員で構成される。
- 第4条 この部は高教組の運動方針にのっとり女性教職員の要求をくみあげ、その実現をはかることを目的とする。社会の女性と手をつなぎ、生命尊重の立場にたつて母性の保護をはじめとする諸権利の拡大につとめ、民主主義を貫く教育を推進し、平和国家の建設をめざすものとする。

## 第二章 機関ならびに役員

- 第5条 この部には大会と支部長会、常任執行委員会の三機関をおく。
- 第6条 大会は、この部の最高決議機関であり、毎年1回開く。ただし支部長会議の議決があれば臨時に開くことができる。大会では以下のことを行う。
- 1 規約の決定および変更
  - 2 運動方針の決定
  - 3 予算の決定ならびに決算の承認
  - 4 その他必要事項の決定
- 第7条 大会は代議員で構成する。代議員は各分会毎に選出し、部員15名までは1名、16名以上の場合は2名とする。
- 第8条 支部長会は大会につぐ議決機関であり、以下のことを行う。
- 1 大会開催の要求
  - 2 大会で委任された事項の決定
  - 3 予算案ならびに補正予算の決定
  - 4 大会議案の検討
  - 5 その他目的達成のために必要なこと
- 第9条 支部長会は、各支部の女性部長より構成される。
- 第10条 常任執行委員会は執行機関であり、以下のことを行う。
- 1 議決機関から与えられた事項の執行
  - 2 予算案の作成および会計事務
  - 3 大会および委員会に提出する議案の作成
  - 4 その他緊急事項の処理
- 第11条 常任執行委員会は、女性部長、女性部担当執行委員、副部長、女性部担当役員より構成される。
- 第12条 この部に部長1名、副部長各地区1名を含め若干名、支部長各支部1名、分会女性部役員各分会1名をおく。ただし上部団体より役員の派遣要請があった場合は、特別副部長をおくことができる。また、役員の選出にかかわる組織強化委員を若干名おくことができる。
- 第13条 役員の選出は次の通りとする。
- 1 執行委員は、4地区の輪番で選出し、高教組「選挙規定」により選出される。
  - 2 部長は、副部長、支部長とともに定期大会において承認する。
  - 3 支部長、分会委員は各支部、分会の「選出規定」により選出される。
- 第14条 会議は構成員の過半数の出席で成立する。議決はすべて出席員の過半数によって決し、賛否同数の場合には議長が決する。
- 第15条 役員の任期は4月1日より翌年3月末日までとする。ただし、前任者は後任者の決定するまで業務を執行せねばならない。
- 第16条 正副部長の改選の場合は原則として前年度副部長の中から1名以上を選出する。

## 第三章 補 則

- 第17条 本規約の発効は、高教組の議決機関の承認をうけるものとする。
- 第18条 この部の経費は長野高教組女性部費をもってあてることを原則とする。
- 第19条 その他明記していない事項は組規約及び諸規定に準ずる。
- 第20条 この規約は昭和50年6月20日より施行する。
- 第21条 この規約は昭和61年6月20日に一部を改正し施行する。
- 附則 この規約は1993年6月18日に一部を改正し施行する。
- 附則 この規約は1996年6月14日に一部を改正し施行する。
- 附則 この規約は2005年6月11日に一部を改正し施行する。
- 附則 この規約は2011年6月19日に一部を改正し施行する。
- 附則 この規約は2012年6月23日に一部を改正し施行する。

## 協議題 女性部規約の一部改正について

女性部規約について下記のように改正案を提案します。

2021 年度定期大会において、大会代議員の構成について意見がだされました。2021 年度中に検討することができませんでした。そこで、定期大会にて、協議題として提案いたします。この定期大会で決定するのではなく、今年検討をし、支部長会に意見を持ち寄って検討いたします。

### 【改正案】

- ①第 7 条 大会は代議員で構成する。代議員は各分会 1 名を選出する。各分会毎に選出し、部員 15 名までは 1 名、16 名以上の場合は 2 名とする。  
(下線部を波線に変更)

理由：代議員数は部員 16 名以上の場合 2 名の選出が必要ですが、2 名選出の学校は例年 1 校～3 校です。近年の学校現場の多忙化により、2 名の出席が厳しくなっています。2021 年も 2 名のところ 1 名のみ参加の学校がありました。代議員数は大会成立のための定足数にもかかわります。2021 年度にご意見をいただきましたので改正を提案します。

- ②第 15 条 役員の任期は 4 月 1 日より翌年 3 月末日までとする。ただし、前任者は後任者の決定するまで業務を執行せねばならない。  
(下線部を削除)

理由：役員選出について、次年度役員選出については責任を持って年度内に報告をいただいています。

令和3年(2021年)10月12日

長野県高等学校教職員組合

執行委員長 細尾 俊彦 様  
 女性部長 永田 奈津子

長野県教育委員会  
 教育長 原山 隆一

## 回答書(案)

令和3年8月31日付けで要求のありましたことについては、次のとおりです。

要 求	回 答
<p>1 民主的人事、男女平等に関わる要求</p> <p>(1) すべての学校に、年代・教科等のバランスよく女性教諭を配置するよう、女性教職員を積極的に正規に採用し、計画的に人事を行うこと。とりわけ体育の女性教諭を1校に1名以上早急に配置すること。また、産休・育休取得者が重ならないよう配慮すること。</p> <p>(2) 管理職登用の基準を明らかにすること。また、女性も積極的に登用すること。</p> <p>(3) 「男女共同参画社会推進基本法」を守り、「長野県男女共同参画社会づくり条例」を実現するための「第5次長野県男女共同参画基本計画」を計画通りに実行すること。また、「女性活躍推進法」を実現するための「長野県職員女性活躍推進計画」については、女性のみ負担を強いることがないように、現場の声を十分反映させるよう改善をはかること。</p> <p>(4) あらゆるハラスメントを根絶するために、「県ハラスメント防止要綱」に基づき、実態を調査するとともに、実効性のある対策を行うこと。</p> <p>(5) 妊娠・出産、子育て、介護にかかわる休暇や休業などを取得中の人に対して個々の事情を配慮するとともに、休暇取得を理由に異動を制限したり、強制したり、差別したりしないこと。人事異動によってその権利が不当に侵されないようにすること。</p>	<p>1</p> <p>(1) 学校運営上の必要性に応じて配置するよう努力している。</p> <p>(2) 昇任選考実施要綱により行っている。後段については、努力している。</p> <p>(3) 引き続き努力していく。後段については、配慮していく。</p> <p>(4) ハラスメントのない学校を目指し、引き続き努力する。</p> <p>(5) 人事は校長の意見等を聞いて公正に行っている。</p>
<p>2 母性保護に関わる要求</p> <p>(1) 生理休暇、通院休暇、妊娠障害休暇、妊婦の時差</p>	<p>2</p> <p>(1) 引き続き努力する。</p>

要 求	回 答
<p>出勤など、母性保護のために認められている権利を安心して行使できるよう、条件整備を行うこと。</p> <p>(2) 産休に入る予定の教職員に対して、産休代替となる人を4月1日より配置すること。【新規】</p> <p>(3) 妊娠判明時からすべての職種に業務軽減のための非常勤職員を配置すること。</p> <p>(4) 学校が寒く、女性教職員に健康被害が生じているので、特に妊娠中の職員を配慮しながら、早めに十分な灯油を供給すること。また、十分な灯油確保のための予算を配当すること。</p> <p>(5) 緊急整備事業で対象とならなかった特別教室および管理諸室へのエアコンの設置については、母性保護の観点からも早急に設置すること。【新規】</p> <p>(6) 風疹やインフルエンザの流行時に、感染予防のための妊婦の休暇を特別休暇とすること。またインフルエンザが大流行した際には、妊婦に最大限の配慮をすること。</p> <p>(7) 更年期障害休暇を新たに制度化すること。制度化までの間、生理休暇の延長として同様の方法で取得できるように配慮すること。</p> <p>(8) 産前産後休暇をそれぞれ10週とすること。また、妊娠障害、異常出産、流産などについては必要に応じ休暇を延長すること。</p> <p>3 権利・労働条件に関わる要求</p>	<p>(2) 困難である。</p> <p>(3) 困難である。</p> <p>(4) 予算は早めに再配当している。予算確保については引き続き努力する。</p> <p>(5) 努力したい。</p> <p>(6) 地公労の課題である。後中段については、配慮したい。</p> <p>(7) 地公労の課題である。</p> <p>(8) 地公労の課題である。</p> <p>3</p>
<p>(1) 「長野県女性職員活躍推進計画」によりイクボス・温かボス宣言をした校長と子育て支援相談員である教頭(長野県子育て支援ハンドブックに明記)が、両立支援のための権利を熟知し、行使しやすい職場づくりをするように、研修と指導を繰り返し実施すること。</p> <p>(2) 校務が多忙のため権利が行使しにくい現況を、正規教職員の採用増と、30人規模学級(多部制・単位制を含む、定時制普通科20人以下・定時制専門科15人以下)実施などによって改善すること。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症拡大以降の「新しい生</p>	<p>(1) 引き続き努力する。</p> <p>(2) 採用については努力する。後段については困難である。</p> <p>(3) 教職員の増員は困難であるが、各校の実</p>

要 求	回 答
<p>活様式」を教育現場でも実現するため、すべての授業で20人以下授業ができる教職員配置を行うこと。</p> <p>(4) 小学校等の臨時休校、学級閉鎖等による子の世話のための休暇を特別休暇とすること。【2から移動】</p> <p>(5) 正規職員以外でも産休がとれるように代替を措置すること。さらに育児休暇制度を新設すること。</p> <p>(6) 産休、育休、介護休暇、長期療養休暇取得者の代替職員の配置を県教委の責任で速やかに行い、休暇取得者と代替者との連絡・仲介は管理職が責任を持って行うこと。なお、任期が示された職員の任用については、雇用通知書で示した雇用期間は雇用を継続すること。</p> <p>(7) 育児休業を子どもが3歳を迎えた年の年度末まで延長すること。</p> <p>(8) 育児や介護のための様々な権利の周知を図るとともに、教職員の理解と意識向上の手だてを講じること。当面「子育て支援相談員ハンドブック」をすべての職場の教務室等に置き、相談体制の充実を図ること。</p> <p>(9) 看護休暇の日数や対象年齢、対象者をいっそう拡大すること。</p> <p>(10) 育児短時間勤務制度・部分休業の対象期間を小学校卒業まで延長すること。</p> <p>(11) 障がい児を養育するための部分休業を新設すること。</p> <p>(12) 小学校3年生までの子育て部分休暇については、小学校を卒業するまで延長すること。【新規】</p> <p>(13) 子どもの参観日や学校行事等への参加にも利用できる子育て支援休暇を新設すること。</p> <p>(14) 「育児のための短時間勤務制度」等の子育てに関する諸制度を、対象者に周知徹底するとともに、本人の希望どおりに取得できるよう、具体的手だてを検討すること。また、任期付短時間勤務職員の待遇改善を図ること。</p>	<p>情に合わせ、3密回避に向け必要な対応について努力する。</p> <p>(4) 地公労の課題である。</p> <p>(5) 個別の状況に応じ、必要な対応を検討する。後段については、地公労の課題である。</p> <p>(6) 引き続き努力する。後段については、本務者の休業等の期間の変更により、当初の任用期間を変更する必要があるため、事前に丁寧に説明したい。</p> <p>(7) 地公労の課題である。</p> <p>(8) 県立学校子育て支援相談員を設置するなど努力している。</p> <p>(9) 地公労の課題である。</p> <p>(10) 地公労の課題である。</p> <p>(11) 地公労の課題である。</p> <p>(12) 地公労の課題である。</p> <p>(13) 地公労の課題である。</p> <p>(14) 引き続き努力したい。後段については、地公労の課題である。</p>

要 求	回 答
<p>(15) 育児休業については、育休手当金の支給期間の延長や上限規定の廃止など、休業中のさらなる経済支援を国に強く働きかけること。当面、県の責任で行うこと。また、育休期間に対する退職手当の勤続年数計算について改善すること。</p>	<p>(15) 国家公務員に準じる。後段については、地公労の課題である。</p>
<p>(16) 短期の介護休暇の日数・対象者を拡大するとともに、取得要件を緩和すること。</p>	<p>(16) 地公労の課題である。</p>
<p>(17) 「介護休暇」「介護時間」について、周知を図り、介護する人の実情にあわせて弾力的に運用し、期間の延長を検討すること。また、生計を支えながら介護できる有給の制度にあらためていくこと。さらに、介護休暇手当金の上限規定をなくすこと。</p>	<p>(17) 地公労の課題である。後段については、国家公務員に準ずる。</p>
<p>(18) 代替職員が配置される介護短時間勤務制度を新設すること。</p>	<p>(18) 地公労の課題である。</p>
<p>(19) 介休・産休・育休の引継日を代替職員の任用期間としてすべての職種に適用すること。当面、行政職の代替職員にはそれに見合う賃金を支払うこと。代替職員の待遇改善をはかること。</p>	<p>(19) 前段及び中段については、困難である。後段については、努力している。</p>
<p>(20) 長期の不妊治療休暇については、制度の周知をはかるとともに、不妊治療に関わる係る経費の補助を検討すること。特に長期不妊治療休暇が取得しやすいよう共済組合の掛金等について減免すること。</p>	<p>(20) 困難である。後段については、国家公務員に準じる。</p>
<p>(21) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う3密を避けて対応する実習授業などができるよう、学習支援員及び学習補助員を配置すること。教員業務支援員については、必要な時間を引き続き措置すること。【新規】</p>	<p>(21) 国の動向を注視したい。後段については、引き続き努力したい。</p>
<p>(22) 人間ドック、婦人科検診その他教職員に保障されている検診を私費職員も受診できるように便宜を図ること。</p>	<p>(22) 困難である。</p>
<p>(23) 高校における特別支援教育については、学校の実状に応じて必要な予算措置や加配措置を行うこと。また、学校の状況に応じたスクールカウンセラー・生徒指導専門教員を配置し、内容を拡充すること。</p>	<p>(23) 引き続き努力したい。</p>
<p>(24) 「所属所安全衛生委員会」が十分に機能するよう、学校長に職員の健康状態の把握、職員の健康の増進を積極的に図るよう指導すること。</p>	<p>(24) 努力している。</p>

要 求	回 答
<p>(25) 更衣室、トイレ、休養室など保健厚生施設の充実をはかること。休養室は男女別に、安心して休養できるような場所、広さ、採光、給湯設備など条件を整備すること。</p> <p>(26) インフルエンザの予防接種を、特別支援学校と同様、生徒と接するすべての教職員に職免、公費扱いで行うこと。特に養護教諭について先行実施すること。</p> <p>(27) 内部事務総合システムについては十分な条件整備を行い、不便な点を早急に改善すること。</p>	<p>(25) 引き続き努力したい。</p> <p>(26) できない。</p> <p>(27) 引き続き必要に応じて関係部局に働きかけたい。</p>
<p>4 生活向上に関わる要求</p> <p>(1) 公的保育の堅持、保育施設・設備の拡充を関係機関に働きかけること。</p> <p>(2) 学童保育への補助金を増額し、制度化すること。</p>	<p>4</p> <p>(1) 関係機関へ伝えたい。</p> <p>(2) 国等の動向を注視したい。</p>
<p>5 平和・民主教育に関わる要求</p> <p>(1) 男女共同参画社会の実現を目指し、尽力すること。</p> <p>(2) ILO156号条約、同165号勧告(「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」と「勧告」)の精神を生かすこと。</p> <p>(3) 女性に対するあらゆる差別撤廃条約の精神を教育内容に生かすこと。また、国連女性差別撤廃委員会で勧告されたジェンダーフリー教育を推進し、性別役割分担の意識の払拭などのために必要な手立てをすすめること。</p> <p>(4) LGBTなど多様な性を持つ思春期の生徒の尊厳を大切に教育を推進すること。</p>	<p>5</p> <p>(1) 努力したい。</p> <p>(2) 引き続き努力したい。</p> <p>(3) 各学校の教育活動の中にその精神が生かされているものとする。また以下については、必要に応じて働きかけたい。</p> <p>(4) 努力したい。</p>



# 権利獲得の歴史

2020年4月1日現在

西暦	年号	できごと	女性部長
1908	明41	長野県、女教員妊娠規定施行 産前2週産後6週(日本初)	
1912	明45	大正1年	
1922	大11	文部省「女教員産前産後休暇休養ニ関スル訓令」発令	
1926	大15	昭和1年	
1943	昭18		
1946	昭21	日本国憲法発布	
1947	22	・県教組結成 ・労働基準法(育児時間保障、生理休暇、産前産後休暇6週間)	
1951	26	産前産後12週 補助教員確保	
1952	27	長野高教組(県教組より分離)結成	
1956	31	長野高教組婦人部結成	小池フミ子
1957	32		小池フミ子
1958	33	第1回長野県母親大会	蜂谷長子
1959	34		伊藤かつみ
1960	35		堀内秀
1961	36		倉沢千絵
1962	37		川上キヨセ
1963	38		井口きよ子
1964	39		常田登志
1965	40	産後休暇を療養休暇として2週延長	坂本さわ子
1966	41	・産後休暇8週勝ち取る(長野県) ・妊娠中の通院休暇月1回計7日	原田岸子
1967	42	・妊婦の通院休暇制度化(1/23) ・乳児(1歳未満)を育てている女子職員日直除外 ・産休の産前1週間延長 ・生理休暇届 診断書廃止	国定房子
1968	43	産前休暇7週に延長	国定房子
1969	44	産前休暇8週間勝ち取る(長野県)	有賀伸子
1970	45	・上田市 育児休業制度実施(日本初の制度化) ・産前産後休暇8週制度化	富松裕子
1971	46	・妊娠4ヶ月以内の出産休暇 分娩から14日以内(9/1) ・婦人科検診・母子教室への出席旅費支給	高橋はる子
1972	47	・妊娠4ヶ月以上の出産休暇 産前産後通産16週。(9/1) ・妊娠障害休暇 14日以内制度化(9/1) ・妊婦の時差出勤 1日1時間以内(9/1) ・育児時間 生後1歳まで1日2回(6/29) ・長野県退職婦人教職員の会結成	藤森治子
1973	48	・配偶者出産休暇 分娩日から15日以内で3日(10/12) ・年次休暇 事由の記載は不要(10/12)	藤森治子
1974	49		永井富寿子
1975	50		小林礼子
1976	51	育児休業法施行(4/1)	安達富貴子
1977	52		宮沢登志
1978	53		宮沢登志
1979	54		成瀬広美
1980	55	産休育休の代替要員との引継日前後に各1日代替者に旅費支給	成瀬広美
1981	56	ホームヘルパー費用の一部補助	安平淑子
1982	57	・日本母親大会 長野市で開催 ・風疹抗体検査・予防接種	安平淑子
1983	58	長野県 看護休暇勝ち取る(1ヶ月 無給)(12/23)	三浦光世
1984	59		三浦光世
1985	60	「雇用の分野における男女雇用機会均等法」施行	高見沢章子
1986	61	「労基法」改悪 母性保護規定大幅削減	高見沢章子
1987	62		中村雅子
1988	63	・産休代替要員との引継日代替要員の任用期間に。(4/1) ただし教職員のみ適用。 ・産休代替要員 行政職に旅費支給	中村雅子
1989	昭64	育児休業法の行政職への適用勝ち取る。産休終了後6ヶ月(6/10)	長谷川美子
1990	平成2	県労連婦人部結成	三浦光世

西暦	年号	できごと	女性部長
1991	3	・育児休業法の行政職も産休後1年以内に延長。(1/1) ・介護休暇3ヶ月に延長(1/1)	三浦光世
1992	4	「育児休業法」施行(男女ともに適用)	三浦光世
1993	5	・育児時間 男性にも適用(1/1) ・妊娠障害休暇180日に延長(1/1) ・育児時間 2歳未満まで延長勝ち取る(12/1)	鮎沢美佐子
1994	6	短期の休暇でも1ヶ月休む見通しがあったら代替配置	鮎沢美佐子
1995	7	・介護休暇・欠勤制度化(3ヶ月+3ヶ月+α、給料の6割給付、日・時間単位の取得可(1/1)) ・育児休業手当金(25% 共済組合より給付4/1)。 ・産休代替引継期間 司書にも適用(1/1)	鮎沢美佐子
1996	8	・育休による昇給延伸復元、復帰1年後に3短 ・婦人部から女性部に改称	松樹純子
1997	9	通院休暇の改善(5/22)	松樹純子
1998	10	・多胎妊娠の産前休暇14週に。(1/1) ・妊娠中に捕食・休息のための特別休暇	青木彰子
1999	11	・育児介護休業法実施(4/1) ・育休・介護休暇中に対象者が亡くなった場合の特休中に代替配置(学級担任に)	青木彰子
2000	12	・育休・介護休暇中に対象者が亡くなった場合の特休中に代替配置(全職種に)。 ・育休昇給延伸復帰後1年後に完全回復(4/1) ・育児休業手当金給付(40%共済組合より4月)	北原高子
2001	13		北原高子
2002	14	・育児休業・育児時間3歳未満に延長(4月) ・介護休暇6ヶ月+介護欠勤3ヶ月に延長(4月) ・子の看護休暇5日(4/1)	北原高子
2003	15	・子の看護休暇 時間単位で取得可。(1/1) ・不妊治療の一部療養休暇に(1/1) ・育児を行う職員の時差勤務 (4/1)	佐藤きよ子
2004	16	婦人科検診精密検査を職免に(4/1)	佐藤きよ子
2005	17	・不妊治療全ての治療を療養休暇に(1/1) ・介護休暇の中途取得可 ・介護休暇 血族と姻族の別なくす(1月) ・子の看護休暇 中学就学前まで拡大(1/1) ・「男性職員の育児のための特別休暇」獲得、配偶者出産休暇を入院の日からに拡大(4/28)	佐藤きよ子
2006	18	・育児を行う職員の時差勤務 30分から60分へ、介護や学童保育迎えまで拡大(1/1)	吉田由美子
2007	19	・子の看護休暇 2人目から6日に拡大(1/1)・部分休業小学校始期まで拡大(8/1)	吉田由美子
2008	20	・育児短時間勤務制度導入(2009/4/1)	和田佳江
2009	21	・子の看護休暇の日数 2人目から10日に拡大(未就学児のみ) ・短期の介護休暇の導入(2010 6/30)	和田佳江
2010	22	・子の看護休暇の適用範囲拡大(2人目から10日を小学生までに拡大)(2011 1/1)	和田佳江
2011	23	・パワハラ防止マニュアル作成(県教委)	飯森美智子
2012	24	・県立学校子育て支援相談員を各校1名配置(教頭) ・育児のための時差出勤 児童クラブ等への見送りも対象に ・生理休暇の入力方法の改善(プルダウンからの選択に)	飯森美智子
2013	25	・子の看護休暇の適用年齢の引き上げ(中学校卒業まで)(2014/1/1)	坂井律子
2014	26	・子の看護休暇の対象拡大(子・配偶者・父母・配偶者の父母も含む)(2015/1/1) ・配偶者同行休業制度(2014/4/1)	坂井律子
2015	27		坂井律子
2016	28	・介護休暇分割取得3回まで、介護の同居要件撤廃(祖父母・孫・兄弟姉妹)(2017/1/1) ・介護時間新設(3年以内1日2時間まで)(2017/1/1)	坂井律子
2017	29		宮下浩子
2018	30	・家族看護休暇・短期介護休暇 年度途中に1人に減った場合の残日数改善 (2019/1/1) ・育休任期付から産休補助になる場合中断期間解消(2019/1/1)	宮下浩子
2019	31	・長期の不妊治療休暇制度(2020/4/1適用) ・養護教諭の妊娠時業務軽減のための非常勤加配 4月～7月 80時間 (2020/4/1適用) ・養護教諭の非常勤加配 100時間 (上田と深志に加え、松本県ヶ丘と上田染谷丘に加配)	永田奈津子
2020	令和1 2	・子育て支援のための部分休暇制度(小3まで)新設(2021/4/1適用)	永田奈津子
2021	3	・妊娠中の養護教諭への代替非常勤職員の措置の業務内容、期間制限の撤廃(2022/4/1適用) ・不妊治療休暇(有給)10日(2022/1/1適用)	永田奈津子

2022年度 女性部役員名簿 (敬称略)

役職	選出母体	分会	氏名	担当等備考		
部長	全県	長野	伊藤 真由美	理科		
県執	中信	松本筑摩	岡崎 昌子	理科		
副部長	北信	長野	徳竹 恵美子	数学		
	東信	東御清翔	大島 枝穂子	家庭		
	南信	松川	加藤 律子	英語		
	全県	長野商業	永田 奈津子	英語		
支部長	高水・須坂	須坂創成	若林 奈穂子	家庭科		
	長水	長野西	鈴木 望	保体		
	更埴	篠ノ井	二川 朝子	英語		
	上小	上田東	阿部 佳南子	国語		
	佐久	野沢南	村松 史子	理科		
	諏訪	富士見	上土居 美保	理科		
	上伊那	上伊那農業	藤澤 かほり	養護		
	下伊那	阿南	春日 優希	英語		
	木曾	蘇南	荒井 淳子	国語		
	松筑	松本県ヶ丘	森田 純子	理科		
	安曇	明科	飯森 千種	家庭		
組織強化		篠ノ井	和田 佳江	国語		
		池田工業	飯森 美智子	養護		
		長野工業	吉田 由美子	英語		
		長野商業	永田 奈津子	英語		
本部		本部	黒澤 さと子	副委員長		
		本部	大久保 宏英	書記	女性部専用	jyosei.nagano-h@educas.jp
		本部	斉藤 奈月	書記		
			高教組 本部		026-234-2216	naganokokyoso@educas.jp
全教	女性部長	長野工業	吉田 由美子	英語		
母親担当	高水	中野西	藤澤純子	保体		
	須坂	須坂	堀米あゆみ	理科		
	長水	長野東	赤穂 由美	家庭		
	更埴	篠ノ井	松田 明美	理科		
	上小	丸子修学館	稲葉 穰子	英語		
	佐久	野沢南	高橋 順子	定時		
	諏訪	富士見	上土居 美保	理科		
	上伊那	上伊那農業	小森 彩加	農業		
	下伊那	下伊那農業	小川 直美	国語		
	木曾	蘇南	荒井 淳子	国語		
	松筑	松本県ヶ丘	渡辺 亜希子	音楽		
	安曇・北安	白馬	日下 美保	家庭		
	安曇・南安	明科	飯森 千種	家庭		